

情報の伝達経路

避難等の防災情報が市民の皆様にもどのように伝達されるのか確認しておきましょう。

行方市(行方市災害対策本部・行方市災害警戒体制)



行方市防災行政無線



広報車



行方市ホームページ



消防団



消防車・パトカー



情報メール一斉配信サービス
(行方市メールマガジン)



Lアラート

(NHK水戸放送局の県域放送に
おけるデータ放送への表示など)



その他

呼びかけの段階	呼びかけの種類	呼びかけの内容例	みなさまの行動	状 況
1	自主避難の呼びかけ	台風が近づいています。早めの備えをしてください。尚、〇〇を避難所として開設しましたのでお知らせします。 など	大雨洪水警報などの気象警報に注意し、早めの避難をするよう心がけてください。	被害が発生する可能性がある状況、災害にあらかじめ備える状況
2	避難準備情報	避難準備情報です。〇〇により被害が生じる可能性が高くなりました。いつでも避難できるよう準備をしてください。 など	避難の準備を整え、ラジオやテレビの放送に注意を払ってください。避難に時間のかかる要配慮者の方はこの段階で避難するようにしましょう。	人的被害が発生する可能性が高まった状況
3	避難勧告	避難勧告です。〇〇により被害が予想されます。速やかに避難を始めてください。 など	速やかに避難をしてください。	人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況
4	避難指示	避難指示です。〇〇により被害が発生します(しました)直ちに避難をしてください。 など	避難中の住民は避難を完了してください。避難をしていない方は直ちに避難してください。	人的被害が発生する可能性が非常に高いと判断された状況、人的被害が発生した状況

※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する人をいいます。